

# 過渡的地代の理論的把握について

丹野清秋

Studies on the essay of “the Transitional Ground-rent”

SEISHU TANNO

## —目次—

- I 問題の所在と課題
- II 過渡的地代把握の方法と過渡的地代範疇
- III 過渡的土地所有と生産様式
- IV 地代の「本質規定」と相異なる地代の「範疇規定」
- V 過渡的地代範疇と過渡的地代諸形態 —A—  
—栗原氏の過渡的地代論の検討・批判—
- VI 過渡的地代範疇と過渡的地代諸形態 —B—  
—その典拠の検討—  
(A) 分益農制について  
(B) 地主経営について  
(C) 分割地農(分割地農的土地所有)について
- VII 過渡的地代と「労働の仕方様式」

## I. 問題の所在と課題

現在のわが国の農業生産は、家族労働力を基軸とする零細農耕として営まれている生産形態である。この零細農耕を基本的に規定しているのは、わが国のスミズミにわたってみられる土地の、零細な私的所有としての自作農的土地所有である。

ところで、この零細農耕は、農業をとりまく外部経済に影響されながら、きわめて不安定的である。そのため、この零細農耕は、なんらかの形でその生産様式(生産方法)の再編成・変革をせまられている。そこで、現在の為政者およびわが国の農業問題論者は、この零細農耕をいかに再編成・変革していくかという点において、種々の施策を講じ、論じている<sup>1)</sup>。

周知のことではあるが、この現在のわが国の零細農耕は、農地改革以前の、いわゆる「寄生地主的土地所有」制下における零細農耕の一連の展開過程を通して、敗戦を契機とする農地改革による全国的な規模での自作農的土地所有の創設によってもたらされたものであった。と

ころで昭和20年の敗戦は、わが国の資本主義発展——それは、また、ひいては世界資本主義発展——の歴史的必然の結果によるものであった。それゆえ、この農地改革を契機とする、自作農的土地所有の創設をもとにしての零細農耕の形成は、またわが国資本主義発展の歴史的産物であるといえる。とすれば、この零細農耕が、現在のわが国の経済構造のもとにおいて、なんらかの形で再編成・変革を余儀なくされているにしても、この零細農耕が、形成されてきたそもそもの歴史的必然性は、どこにあるかという観点において、それをわが国の農業の再生産構造の内在的な展開・発展に即して、究明することが必要であろう。そして、この農業の再生産構造が、わが国の資本主義の展開・発展過程において、いかなる役割を果たしながら展開してきているかという点の、論理的な把握なくしては、この零細農耕の将来の展開・発展の——例え、それを再編成・変革するにしても——展望は、ありえないであろう。

この現在の零細農耕の究明は、現在の零細農耕を基本的に規定している自作農的土地所有を体制的に形成したところの、敗戦を契機として昭和25年に一応の完了をみた農地改革の検討・評価を基礎とする、その後の自作農的土地所有の展開の論理的な把握によってはたされるものと基本的に考えられる。しかし、この農地改革は、それ以前のわが国の農業生産の一連の展開の線上における結果と無関係ではありえなかった。したがって、現在の零細農耕の究明は、農地改革の検討・評価との関連においてなされなければならないといえる。

ところで、その検討・評価は、農地改革が、それ以前のわが国の農業生産構造の展開と無関係でありえない以上、農地改革前のわが国の農業生産構造の論理的な把握なくしては、できないであろう。かかる究明をもとにして、はじめて現在の自作農的土地所有に基本的に規定されている零細農耕の正しい把握は、可能になるであろう。

といっても、私は、これまでの論文・論著において、農地改革前のわが国の農業生産の展開の究明を通して、それによって農地改革を検討・評価し、かつ、農地改革以降の自作農的土地所有にもとづく零細農耕を解明・究明してその将来を展望するという、論文・論著がなかったというのではない。むしろ、その反対であって、そういう論文・論著は、かなり多くあるということができると。

つまり、この農地改革前のわが国の農業生産構造の展開の究明を通して、農地改革を評価し、かつそれ以降の農業の生産構造を把握するという見解には、大きく分けて二つあるといえる。

その一つは、農地改革前のわが国の農業生産構造をその基盤において規定したものととして、「寄生地主的土地所有」、いわゆる「半封建的・封建的土地所有」をおき、そしてこの土地所有にもとづく半封建的・封建的零細農耕、これが、農地改革前の農業生産の基本的な姿であったと把握し、農地改革は、かかる半封建的・封建的零細農耕をその基盤において規定したところの「寄生地主的土地所有（半封建的・封建的土地所有）」——したがって、半封建的・封建的な地主的収奪機構を体制的に改革したものであると農地改革を基本的に評価し、改革後の農業生産は、この「寄生地主的土地所有（半封建的・封建的土地所有）」に代る、独占資本の支配下における生産であり、それゆえ農民の収奪者は、かつての「寄生地主（半封建的・封建的地主）」から「独占資本家」に代ったのであるという見解が、それである。かかる見解にたいして、そのもう一つの見解は、農地改革前の農業生産は、零細な私的土地所有にもとづく過小農的農業生産が、基本であったと、する。そこで、この見解は、かかる過小農的農業生産が、農民の土地にたいする競争をもたらし、前の見解でいわれるような「寄生地主的土地所有」を結果し、小作料を高額化ならしめたのであるという視点において、農地改革を評価した。つまり、農地改革は、この「寄生地主」対小作農関係における収奪機構を廃絶したのである。そして、それ以降の農業生産は、——そのための理論的方法は前の見解と基本的に異なるけれども——「独占資本」制下の生産であり、農民収奪者は「独占資本家」であるとしている点では、前の見解と同様にみている、といえる<sup>4)</sup>。

要するに、いずれの見解においても農地改革前の農業生産が、零細農耕（過小農的の生産）であり、改革後も、この零細な農業生産であるという点では、一致している。さらに、農地改革後における農民の基本的収奪者として「独占資本家」をおくという点でも、見解は、ほぼ

同様である。見解が、相違するのは、農地改革前の農業生産構造把握の違いである。そこから、両見解の相違が出てくるものといえる。つまり、「寄生地主的土地所有」が零細農耕の再生産を体制的に存在させ、支配したという見解と、「過小農的農業生産」の両生産過程それ自体が、「寄生地主的土地所有」をつくり出したのであるという見解が、それである。

しかし、これらの見解のいずれにおいても、わが国の農業生産構格の展開・発展の論理的・具体的把握のための、理論的な根拠は、マルクスの『資本論』第3部での「資本制地代の発生史」（以下「発生史」と略称する）の章における、いわゆる過渡的地代に関する論述がそれである。それにもかかわらず、前に述べたように、いずれもこのマルクスの論述を直接の導きの糸としながらわが国の農業生産構造の理論的・具体的把握において、見解がわかれる。どうして、このように見解が、分かれるのであろうか。

その基本的な原因は、マルクスの「発生史」での論述の、一面的な理解・把握によるものではないかと考えられる。つまり、マルクスは、この「発生史」で資本が、いまだ全面的に農業をとらえていない過渡期の問題を取りあげて、それを過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の問題として、基本的に三形態の地代形態をあげて、論述している。それにもかかわらず、多くの論者が、農地改革以前のわが国の農業生産構造を理論的に把握・分析するという意図のもとに、このマルクスの「発生史」を考察しているのであるが、その多くは、この過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態についての、全面にわたっての論理的な考察をしていない。つまり、多くは、その部分的な考察であるか、単なる解説・解釈的な考察であるかである。かかる考察をもとにして、多くの論者は、それをわが国の農業生産構造の理論的・具体的把握において類推的に適用をしている。

ここに、従来の農地改革前のわが国の農業生産構造の理論的な把握・分析において、見解が、わかれるそもその原因があったのではないかと私は考える。

そこで、私は、わが国の農地改革前後における農業生産構造の論理的・分析的把握の準備として、この小論の課題を次の点におきたい。つまり、過渡的地代は、範疇的にいかなるものであり、いかに把握されなければならないか、かつ、この過渡的地代範疇での過渡的地代諸形態は、いかなるものであり、いかにその相互関連のもとに把握され、展開するのかという点に視点を据えて考察することを、私は、この小論の課題としたい。

註. 1) 特に、このような施策は、昭和 35 年『農業

基本法』の制定にもとづく農業構造改善事業等の種々の為政者の施策に集中的にあらわれている。そして、それにたいする一連の検討・批判の論文・論著が、数多く発表されていることはいうまでもない。

- 3) かかる見解は、わが国の農業構造論・農民層分解論等を主としてとりあげて論じている論文・論者にみられる。
- 3) とりあえず山田盛太郎『農地改革の歴史的意義一総括の一試論』（東大経済学部創立30周年記念論文集第2部『戦後日本経済の諸問題』、(1950)、所収）、同氏編『変革期における地代範疇』（1956）、所収中の小池基之「農地改革と土地所有の性格」、井上晴丸「農地改革と民主主義革命の形態」等々の論文、石渡貞雄『農民層分解論』（1955）、同氏『日本農業論』（1963）、大谷省三編『現代日本農業経済論』（1963）、等々を参照。
- 4) とりあえず、大内力『日本資本主義の農業問題』（1959年版）、同氏『農業問題』（1951）、鈴木鴻一郎著『日本農業と農業理論』（1951）、白川清『農業経済の価格理論』（1963）等々を参照。

## II. 過渡的地代把握の方法と 過渡的地代範疇

(1) これまでの過渡的地代の理論的把握の多くは、この「過渡」という言葉にとらわれて、あまりにも歴史的・具体的な事実からなされすぎていた<sup>1)</sup>。それとともに、過渡的地代範疇に包含される地代形態は、一つの地代形態だけでなく、数形態の地代があるにもかかわらず、その考察の主力は、過渡的地代形態の一形態である分割地農的土地所有における地代の考察としてなされてきた。そして、これらの視点からする過渡的地代範疇および過渡的地代形態の考察は、それら自体の理論的把握と、わが国における農業理論の発展に大きな貢献をしてきたのは事実であった。しかし、それにもかかわらず、かかる過渡的地代の考察は、わが国における過渡的地代のより一層の理論的・範疇的把握と、その具体的な適用としてのわが国の農業生産構造の理論的・分析的把握において、大きな混乱と妨げをもたらすものであったといえるのも事実であった。

つまり、これまでの過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の理論的把握は、この「過渡」を歴史的・具体的な側面から考察し、そこから過渡的地代の範疇的・形態的把握を試みたことが多かったがゆえに、過渡的地代範

疇の本質と過渡的地代諸形態に関する全面的な理論的把握をすることが、おろそかにされてきたのである。それは、また、フランスにおいて、封建的社会から資本主義的社会への轉換の歴史的起点であった、フランス革命をあまりにもバラ色視する結果におちいり、その革命の過程で創設された分割地農的土地所有をかかる移行期における典型的な土地所有として、このフランス的分割地農的土地所有は、その移行のために絶対的に必要な土地所有形態であると考えるにいたったのである。その結果、フランス的分割地農的土地所有の創設が歴史的・具体的にみられない国における、農業の資本主義的展開・発展を、半封建的・封建的な形容詞をつけて説明する見解が、みられるにいたった<sup>2)</sup>。その見解が、特に、わが国における明治維新以降の農業生産の展開・発展の理論的把握・分析において、強くあらわれていたことはいうまでもない<sup>3)</sup>。

そこで、これまでの過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態における理論的把握の主要な欠陥は、以下のような点にあったものと指摘することができる。

その第一点は、これまでの過渡的地代範疇・過渡的地代諸形態が、歴史的・具体的な側面からとらえられることが、多かつたために、それを経済的・理論的な側面から考察することがおろそかになりがちであったことである。それは過渡的地代範疇・諸形態における「過渡」という形容詞の歴史的・具体的内容規定と、経済的・論理的内容規定との混同にあるといえる。

つまり、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」は、一つの安定的な社会構成体から新たな社会構成体の形成・確立過程として、政治的権力構造の変革過程のうちに、その不連続的展開のうちにきわめて歴史的・具体的に把握される。これにたいして、経済的・論理的内容規定からする「過渡」は、経済過程それ自体は連続的に展開・発展するのを特徴とするがゆえに、かならずしも歴史的・具体的内容規定からする「過渡」と一致するものではない。それゆえ、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」と経済的・論理的内容規定からする「過渡」という形容詞の概念は、基本的に区別して把握され・論じられなければならないのである。にもかかわらず、これまでの過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の理論的把握は、充分にこの「過渡」を歴史的・具体的内容規定からのものと経済的・論理的内容規定からのものとに区別することなく、むしろ歴史的・具体的内容規定からする「過渡」の概念をもって、それを把握していたのである。ここに、従来の過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態に関する理論的把握の欠陥の第一要因が、あったも

のと考えられる。

その第二点は、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の考察を、過渡的土地所有の一形態である分割地農的土地所有の考察に視点を据えることによって、なされてきたことである。その結果、過渡的地代範疇にたいする範疇規定は、きわめて部分的になってしまった。過渡的地代は、後述するように過渡的土地所有の経済的実現形態として、その土地所有が**いかなる形態であるにしても**、そこでの地代形態は、**名目的にのみ地代であるという点において把握されるのにたいして**、この「名目的にのみ地代」なる概念が、従来分割地農的土地所有の経済的実現形態として主に把握されていることにあらわれているといえる。

従来の過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の理論的把握の欠陥が、このようなところにあるとすれば、それなら、それらは、いかに把握されなければならないのであろうか。以下、その点について述べていこう。

(2) まず、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」と経済的・論理的内容規定からする「過渡」との相異から、はじめよう。

(a) 歴史的・具体的内容規定からする「過渡」は一つの安定的社会構成体の崩壊による新たな安定的社会構成体への移行過程として問題とされる。この安定的社会構成体とは、その社会構成体における単一な支配機構—例えば、封建的社会構成体における領主的権力構造、資本主義的社会構成体における資本家の権力構造—が、形成されているということによって示される。この社会構成体の移行は、旧い権力構造が新しい権力構造にとって変るということによってなされる。ところで、この社会構成体の権力構造の移行は、社会構成体の支配階級の交替ということによってなされるがゆえに、それは、すぐれて政治過程の変革・革命として行なわれる。すなわち、それは、社会の上部構造の変革としての革命、すぐれて社会の全般にわたっての旧い社会構成体の支配(権力)機構を変革する政治的革命を通して行なわれる<sup>4)</sup>。

ところで、この社会構成体の革命的変革は、旧い社会構成体での権力(支配)構造における、支配階級にたいする対立的な被支配階級・階層の成長によってもたらされる。その場合、支配階級にたいする対立的な被支配階級は、かならずしも単一な階級・階層によってのみなっているとはいえない。特に、封建的社会構成体から資本主義的社会構成体への移行における社会構成体での階級・階層関係は、きわめて複合的である。

つまり、いうまでもなく封建的社会構成体での支柱的支配(権力)構造は、封建的土地所有を物質的基盤とす

る封建的領主の、封建的農民(農奴)に対する支配(権力)構造である。とはいっても封建的社会構成体には、かならずしも領主と農奴階級のみが存在していたのではない。そこには、商人・手工業者・高利貸業者と呼ばれる、階層も存在していた。しかし、これらの階級・階層は、封建的社会構成体での支柱的支配(権力)構造=領主による農奴の支配構造からすれば、いわば副次的な被支配階級・階層に属するものであった。それゆえ、彼等は、農奴よりも比較的に自己の生活を自由に、したがって経済活動を自由に営む余裕があったのである。(ただし、これは、あくまでも、農奴の生活、生産活動にたいしての比較的・相対的自由であるにすぎないが。)

ところで、封建的社会構成体の解体は、かかる副次的な被支配階級・階層の経済的活動の展開・発展を通しての、資本主義的な生産の芽、いわゆる商品生産の芽の発芽・発展によってなされた。それは、また、封建的支配構造のもとにおける、農奴の農業生産力の展開・発展に裏打ちされての、封建的農民(農奴)層の封建的分化・分解に照応しながら、互いに因となり果となって、展開・発展したのである。それゆえ、この解体過程は、封建的農民(農奴)層の封建的富裕農・地主層と貧農・水呑層への分化・分解の展開とその拡大を通しての、その社会構成体の基本的階級構成にたいするいわゆる商品の流通と生産を営むことによるのみ自己の再生産を維持・発展せしめる階級・階層(商人・手工業者=小ブルジョア層)の形成・拡大であるともいえる。そこで、この富裕農・地主層および小ブルジョア層が、自由に自己の経済的利害によって行動するには、体制的に社会が封建的である限り、そのための壁につきあたる。この壁を打破するのが、ブルジョア革命である。ところで、封建的支配者(領主)の権力構造の物質的基盤は、先にもふれたように封建的土地所有であり、この土地所有を背景として支配者層のもろもろの封建的諸権力が発生してくるものであった。それゆえ、ブルジョア革命は、社会の富の生産に直接的に関与する階級・階層の自由な経済的生産活動の自由を得るための、諸条件を獲得する運動の一応の決算なのである。そのために、ブルジョア革命は、社会の富の生産に直接的に関与する階級・階層による、封建的土地所有とそれをもとに構成されている封建的権力構造を打破することに主力が、おかれるのである。それゆえに、ブルジョア革命は、「何よりも先ず土地問題<sup>5)</sup>」が、革命の「中心問題<sup>6)</sup>」となるのである。その意味において、ブルジョア革命は、封建的土地所有に包含される封建的諸制限・制約の撤廃による、新たな社会の富の経済的生産活動の自由な発展の起点をなすものとして把

握されるのである。それゆえ、この革命は、また、封建的支配者層である領主層にたいする被支配者層としての小ブルジョア層、富裕農・地主による支配者層の打倒ということになる。したがって、ブルジョア革命は、封建的土地所有を基軸として営まれている封建的生産様式にたいする、その生産様式のもとで発生してくる新たな生産様式（＝人間の過去労働の体化物である生産手段・資本の所有が、その生産を基本的に規制する生産（様式）の自由な経済的活動の展開のための歴史的起点をなすものであるということになる。このブルジョア革命は、あくまでも新たな生産様式の自由な経済活動のための歴史的起点であって、これによってブルジョアの支配体制が、確立するというのではない。したがって、この歴史的段階における社会構成体での階級構造は、単一な支配者層としてのブルジョア層による賃労働者の支配ということではなく、むしろ地主・富裕農・貧農層、商人・手工業者、いわゆる小ブルジョア層等による複合的な階級・階層による構造であるといえる<sup>7)</sup>。そのため、この歴史的段階は、これらの階級・階層間の利益の自己主張による権力闘争過程であるともいえる。そこで、体制としての資本主義的社会は、歴史上きわめて具体的にあらわれるブルジョア革命前後の経済過程の変革を通して、本来的に自然物である土地を基本的生産手段として営まれる社会的生産から、人間の過去労働の体化物である生産手段、いわゆる資本により社会的生産が、基本的に営まれるようになったとき、はじめて土地所有にたいする資本所有の優位が、確立され、ブルジョアの支配（権力）構造が体制的に確立される、そのときに安定的に確立される。

したがって、ブルジョア革命＝資本主義的支配（権力）構造・資本主義的生産様式の確立とは、必ずしもいえないのである。それゆえに、封建的社会構成体から資本主義的社会構成体への、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」は、封建的社会構成体の体制的解体過程を含めて、社会の複合的階級・階層間の権力闘争過程としての、単一な権力構造を体制的に確立せしめるための過程として把握されるのである。

(b) ところで、封建的社会構成体から資本制的社会構成体の体制的な確立過程における、経済的・論理的内容規定からする「過渡」は、以下のように解すべきである。

つまり、結論的にいえば、経済的・論理的内容規定からする「過渡」は、封建的社会にたいして資本主義的社会が進歩的な社会的構成体であるとするならば、その資本主義的社会の経済的基礎範疇である、労賃・利潤・地

代等の、封建的社会の解体過程からの、自立化の過程として把握しなければならないということである。この資本主義的社会の経済的基礎範疇である労賃・利潤・地代等の自立化の過程は、かならずしも歴史的・具体的内容規定からする過程と一致するものではない。にもかかわらず、経済的・論理的内容規定からする「過渡」にたいする見解の多くは、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」の把握によって、——把握されがちであった。その結果、それらの見解は、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態をきわめて制限的にそして狭い枠内で把握するか<sup>8)</sup>、あるいは、これを半封建的であるとともに前近代的であるというように観念的に把握してしまったのである<sup>9)</sup>。

というのは、歴史的・具体的内容規定からする「過渡」の把握が、社会の上部構造の変革過程に視点を据えることによってなされることが多いがゆえに、現象として、それが、過渡であるかそうでないかは単純に認識される。これにたいして、経済的・論理的内容規定からの「過渡」は、経済過程の変革は、きわめて連続的展開・発展をすることをもって特徴とするがゆえに、そう単純に把握されえない。したがって、経済的・論理的内容規定からする「過渡」の把握は、かつての多くの論者が、単純にブルジョア革命をバラ色視して、ブルジョア革命＝資本主義的生産様式の成立、ブルジョア革命＝分割地農的土地所有の成立<sup>8)</sup>という視点からは把握しえないのである。にもかかわらず、従来の過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の理論的な把握は、きわめて歴史的・具体的内容からする「過渡」という形容詞の概念に影響されて考えられることが多かった。ここに、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態の理論的把握とその類推的適用の大きな混乱があったといえる。つまり、かつての講座派・労農派の、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態に関する見解が、それである。

つまり、彼等は、立場がちがっても、ブルジョア革命＝分割地農的土地所有の成立という妄想にとりつかれた点では、同じ土俵の上にたつものであった。そこで、フランス・イギリス等にみられるような分割地農・ヨーマンリーが、他の国の封建的社会構成体から資本主義的社会構成体への移行を画期づける変革の後にあったかどうか論争の中心をなすにいたり、このような分割地農的土地所有の存在、いかに、その国が資本主義的であるか半封建的（＝封建的）であるかの基準をなすものとして考えられるにいたったのである<sup>9)</sup>。しかし、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態は、分割地農的土地所有だけを前提として考えるわけにはいかない。過渡的土地

所有は、きわめて多様性をもった土地所有であり、それゆえ、その点が忘却されると過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態に関する全般的な理論的な把握が、きわめておろそかになり、その本質把握を誤ることになる。この点に、従来のマルクスの過渡的土地所有の論述をもって、わが国の農業生産を考察する場合に、それを類推的に適用する上で大きな混乱をなした一つの要因が、あったと考えられる。

つまり、過渡的地代範疇および過渡的地代諸形態は、理論的には過渡的土地所有の多様性<sup>9)</sup>のうちに明確に把握されなければならないのである。

(3) そこで、次に、過渡的地代を範疇的に表示する言葉として考えられる「名目的地代」なる概念規定を明瞭にすることによって、その点を明らかにしておこう。

というのは、従来「名目的地代」なる言葉は、主として過渡的地代諸形態の一形態である分割地農的土地所有における、その土地所有の経済的実現である地代として使われることが、多かった。たしかに、マルクスは、封建的地代範疇から資本制的地代範疇への過渡的地代範疇・形態として『資本論』第3部第47章「発生史」で、過渡的地代諸形態の数形態を取りあげて論述しているけれども、その論述のうちで「名目的地代」なる言葉を使用しているのは、分割地農的土地所有について論述している箇所だけである。しかし、そうであるからといって過渡的地代範疇・過渡的地代諸形態は、過渡期における、土地所有の多様性のうちに考えられなければならないのであるからそれとしてだけ考えられない。それゆえ「名目的地代」なる言葉の概念を主として、分割地農的土地所有の経済的実現形態として考えること、これは誤謬であるといえる。

なぜなら、周知のようにマルクスが、「発生史」で過渡的地代諸形態を論述しているのは、剰余価値が、封建的生産様式での封建的地代、資本主義的生産様式での利潤・地代のように正常的・自立的に過渡的土地所有の段階ではあらわれえないという点において論を展開しているといえるからである。つまり、過渡的土地所有の段階では、このように剰余価値が、正常的・自立的に明瞭にあらわれないのである。ということは、このような段階では、生産過程における生産手段の所有が、未分離の状態であることの結果である。つまり、同一人が、労働力・資本・土地を同時に所有するか、あるいは資本・土地を、あるいは又労働力・資本を同時に所有するという所有関係のもとで、生産が営まれている段階での、剰余価値の実現形態として、マルクスは過渡的地代を基本的に論じているのである。

そこで、過渡的土地所有段階での剰余価値は、資本主義的社会での経済的基礎範疇を擬制的に適用すれば、つまり、それは労働・利潤・地代等の諸範疇の組み合わせによる混合形態として、すなわち、①労働+利潤+地代、②利潤+地代、③労働+地代等々のうちに実現されるということである。かかる点において、つまり過渡的地代は、その形態がどうであれ資本主義的社会の経済的基礎範疇の未確立による、諸範疇の混合のうちにあらわれるという点において、名目的のみ地代であるといえるのである。それゆえ、「名目的地代」は、過渡的土地所有諸形態一般にたいする、それらの土地所有の経済的実現形態として考えられるべきであり、その意味において、それは、分割地農的土地所有の経済的実現形態としてのみ使用されるべきではないのである。

そこで、過渡的地代範疇は、理論的にいって生産手段の二重・三重的<sup>10)</sup>な複合的所有関係における剰余価値の、資本主義的社会の経済的基礎範疇の類推的適用からする労働・利潤・地代等の混合のうちにあらわれる地代である、と規定することができる。それは、また、生産の基本要因である労働力・資本・土地の所有が、未分離の状態において、生産が営まれる様式での剰余価値の実現形態であるといえる。ところで、かかる生産様式が、存在しうるためには、労働力・資本・土地にたいする自由な私的所有のための条件が、現実的に前提されていなければならない。次に、その点について節を改めてふれよう。

- 註. 1) このような指摘については、福富正実『資本論』における『農民的分割所有』範疇の適用について(京大『経済論叢』第79巻第4号、(1958)、所収)・同氏『いわゆる『栗原理論』の批判的摂取について』(京大『経済論叢』第79巻第6号(1958)、所収)等を参照。
- 2) 平野義太郎『農業問題と土地変革』(1948)第1編に典型的にみられる。
- 3) 山田盛太郎『日本資本主義分析』(1949年版)、平野『日本資本主義社会の機構』、小池基之『日本農業構造論』(1944)、等を参照。
- 4) レーニンは、革命について次のように規定している。すなわち、「革命という概念の厳密に科学的な意義においても、その実践的・政治的な意義においても、国家権力が一つの階級の手から他の階級の手に移ることが革命の第1の主要な、基本的な標識である」と。(『レーニン全集』第24巻、邦訳大月版、27頁。)
- 5)、6) 高橋幸八郎『市民革命の構造』(1957)、

- 30 頁。
- 7) 上山春平『歴史分析の方法』(1962), 飯沼二郎『地主王政の構造』(1964) 参照。
- 8) このような見解の, 最も典型的な見解としては, 三好四郎『半封建的土地所有論』(1956), 第1編 11~32 頁を参照せよ。
- 9) 拙稿「野呂栄太郎の『地代論』について」(九州近代史研究会編『歴史と現代』No. 4 所収) 63 頁(1964) 参照。
- 10) 福富「階級社会への移行の一般的法測と多様性の問題(1)」(『山口経済学雑誌』第11巻第1号 1961) 参照。
- 11) 「二重・三重」ということは, 本文でもふれたように, 「同一人が, 労働力・資本・土地を同時に所有するか, あるいは資本・土地を, あるいは又労働力・資本を同時に所有する」という意味で使っている。

### III. 過渡的土地所有と生産様式

先にもふれたように, 封建的社会構成体から資本主義的構成体への移行は, 封建的社会構成体での直接的生産者の普断の生産活動の展開・発展過程のうちに, 新しい生産様式の芽が, 形成され・発展するという過程を通してなされるものであった。そして, その新しい生産様式の芽は, 労働力とともに生産手段の自由な私的所有のための諸条件が形成されることによって, その生産様式のヨリ一層の発展の現実的な基盤を獲得することによって展開・発展するのである。過渡的土地所有は, 封建的社会構成体からの, 新しい生産様式の芽の展開・発展過程のうちに, 労働力とともに生産手段の自由な私所有的の形成と確立のもとにおける, 土地所有の形態であった。

とすれば, 過渡的土地所有の段階で前提されなければならない, 労働力・生産手段にたいする自由な私所有的の条件は, いかに形成され・かつその土地所有での生産様式はどのように把握されるか。ところで, 封建的社会構成体から資本主義的社会構成体への移行の場合に問題とされる封建的社会構成体での新しい芽の発芽・発展とは, いうまでもなく商品交換経済 = 商品生産経済の形成・発展ということである。そこで, まず, 商品の発生過程に焦点を合わせて, 労働力とともに生産手段の自由な私所有的の形成・確立過程をマルクスの Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, 1953. (経済学批判要綱) での考察をもとにしながらみてみよう。マルクスは, その点を以下のように究明している。

「まず最初に, 交換過程の諸主体は, 商品の所有者として表われる。単純な流通の基礎の上ではなお各人が, ——それによって商品の所有者となるが如き方法, すなわち新しい等価物を通じる方法のみ存在するがそれゆえに, 交換に先行する商品にたいする所有, つまり, 流通に媒介されないで占取された商品にたいする所有, それどころか, はじめて流通に入らなければならない商品にたいする所有は, その占取者 Besitzers の労働から直接に淵源して現われ, そして, 労働は, 占取の本源的様式として現われる<sup>1)</sup>」

「労働, および自己の労働の成果にたいする所有は, かくして, それなしには流通を通ずる二次的占取はおこなわれないであろうような基礎前提としてあらわれる。自己の労働に基づく所有は, 流通の内部において, 他人の労働の占取の基礎を形成する<sup>2)</sup>。」

そこで「いかにしてかれら(交換する者たち……丹野)がこれらの諸商品の所有者となっているかということは, 単純な流通の背後において進行する。そして流通がはじまる前に消失する一つの過程なのである。私的所有は, 流通の前提であるが, しかし占取過程それ自体は, 流通の内部で自己を顕現しもしなければ, 現象もせず, むしろ流通にたいして前提されている。」したがって,

「いかにしてかれら(流通の諸主体……丹野)が, 私的所有者となっているか, つまり, 対象化された労働を占取したか, ということは一般に単純な流通の考察の範囲に入るものと思われない事情なのである<sup>4)</sup>。」しかしながら, 「商品は, 一方において流通を前提とする。それゆえ, それ(流通……丹野)の観点からすれば, 他人の商品, したがって他人の労働は, 自己の商品したがって自己の労働の譲渡を通じてのみ占取されるのであり, 流通のこの観点からすれば, 流通に先行する商品の占取過程は, 労働の占取として必然的にあらわれる<sup>5)</sup>。」。そのことは, まず, 「個人の自己の労働による占取の必然性<sup>6)</sup>」が, 呈示されるということの意味する。同じことであるが, それは, 「自己の労働による諸商品の占取が, まずもって必然性として自らを呈示するとすれば, それによってこの生産物が, まず交換価値として指定され, そしてかかるものとして, 今度は再び個人にとっての使用価値として転化される, 社会的過程は, 第二番目の必然性として自らを呈示する<sup>7)</sup>。」ということである。

要するに, 商品が, 互いに交換されるには, 商品がそれ以前に商品所有者によって所有されていなければならないのである。ということは, 労働の生産物の私的所有にもとづく商品化, とりもなおさずそれは, 流通の主体者による, 労働の対象化された生産物としての商品の占取過程を——いわゆる商品の発生過程を前提するという

ことを意味する。そのためには、社会的生産過程の以下のような発展段階を必要とする。

「流通の諸主体が、交換価値を生産したという、交換価値の社会的規定制のもとに想定されて生産物を特定の歴史的状态（段階……丹野）の分業に包摂されて生産することの、基礎前提は、個人の意志の、すなわち個人の直接の自然的属性によることなくして、個人がすでにそれによって自己を社会的なものとして、つまり個人が自己を社会に規定されたものとして見出す歴史的諸条件および諸関係の一群の諸前提を包括するものである<sup>8)</sup>。」。かかる諸前提のもとに交換する者としての個人は、「独立せる私的個人として、自己の意志にもとづき、自己の欲望と能力に規定されて、自から、自分自身のために（生産物＝商品を……丹野）生産したのである<sup>9)</sup>。」。したがって、その場合の個人は、「自然発生的な共同体の構成員としてでもなく、また社会的なものとして、直接に生産に関与し、したがって彼の生産物にたいしても直接の生活源として彼の生産物を生産するのではないのである<sup>10)</sup>。」。つまり、個人は共同体的規制からの自立と分業の特殊な発展を背景として、自立的・私的に商品生産をするのである。かかる「交換価値の生産をする生産的個人の私的性格は、それ自体歴史的産物としてあらわれるのである。つまり、それは生産内部の個人の孤立化 Isolierung, 点的な自立化 Punktuelle Verselbständigung として、現われるのである<sup>11)</sup>。」

このように、労働の対象化された生産物として商品が、社会に発生してくるには、個人が、自己労働の占取過程を経ることにより、商品所有者として社会に実存することを必要とする。そのためには、社会的分業の歴史的發展にもとづく共同体からの直接的生産者としての個人の（人間の）解放と、個人の「生産内部の個人の孤立化、点的な自立化」により自己のために個人が生産活動を営むようになることがまず必要である。つまり、「商品の発生」のためには直接的生産者の共同体的諸関係からの解放と分業の発展による、いわゆる労働力と生産手段の自由な私的所有を前提される必要があると、マルクスは、分析しているのである。

この労働力と生産手段の自由な私的所有の形成の展開過程については、周知のように「資本主義的生産に先行する諸形態」（以下「諸形態」と略称する）で、マルクスは、共同体の自己展開を通しての、その解体過程のうちに明らかにしている。この共同体の自己展開の源動力については、共同体での「生産過程の性格と所有の独自の内容との間の矛盾<sup>12)</sup>」の展開にあるといわれている。つまり、マルクスは、「諸形態」において、労働力と生

産手段の自由な私的所有の成立過程を共同体の解体過程のうちに見出しているのである。この点を福富氏が論述していることから借用すれば、それは以下のごとくである。

つまり、もともと「原始共同体制度のもとでも、この『共同体による生産手段の所有』＝『共同体的所有』とならんで、『自分の労働を基礎とする個人的な私的所有』もすでに存在していたということである。個人的労働をもちいた結果としてのこの個人的な私的所有は、『自然発生的分業』という発展段階では、まだその内容＝範囲がきわめてかぎられていた<sup>13)</sup>。」。それゆえ、原始共同体での『基本的矛盾』は、『生産の未発展な共同体的性格と、個人的労働にもとづく個人的ならびに私的所有をもなった共同体的所有とのあいだの矛盾』であった。この『基本的矛盾』の深化が、「原始的家族形態の進化とゆう現象形態をとってすすんでいく」過程のうちに共同体の諸形態が形成されたのであった。この原始共同体の一定の発展が『農業共同体』であった。その場合、「土地は共同体全体によって所有されているが、耕作は個々の家族経営（家父長制大家族）の手によって個別的<sup>16)</sup>」に営まれる。そのため、『農業共同体』は、原始共同体制度のもとにおける『基本的矛盾』の展開＝その『自己運動』の必然的所産である。ところで、『農業共同体』のもとでは、生産過程はもはや個々の家族経営のなかに集中されていたから、生産過程の性格は依然として共同的であるとはいえ、それは『農業共同体』全体についてではなく、個々の『家族共同体』についてのみにすぎなかった。……『農業共同体』発展の一定の段階においては、……耕地持分の家族的・個人的な利用が可能となり（土地の占有権の発生）……個々の家族の手による『分割地耕作およびその成果の私的占有』が『相続による土地占有』と結びつくことによって、……エンゲルスのいう『小規模な個人的生産』、……マルクスが見事に定式化している『小経営的生産様式』が発生するにいたる。……『小経営的生産様式』のもとでは、経済は個人的（私的）にいと生まれ、生産過程自体も、はじめて個人的な性格（『小規模な個人的生産』）をおびるようになる<sup>17)</sup>。」。そして、この「小規模な個人的生産」＝「小経営的生産様式」それ自体は、生産の不断の展開過程において、「その生産の性格によって土地の私有」とその他の生産手段の私有を要求する。つまり、社会的生産形態は、『未発展な共同的生産』形態から『小規模な個人的生産』形態へと転化することにより、その生産形態のヨリ一層の発展のために、この生産形態が、自からの存立の基盤を確立するために、生産手段の私的



所有を要求するようになるのである。

このことを生産（経営）における主体としての労働力の社会的存在形態の観点からいえば、それは、大家族形態の労働力構成からの小家族形態の労働力構成への解体ということになる。とりもなおさず、そのことは、共同体的大家族的生産力段階での、生産力のヨリ一層の発展による、単位労働力当りの生産力が増進した結果であるということの意味するものである。

要するに、過渡的土地所有は、直接的生産者の「自己の労働の占取過程」を背景とする、商品生産者の形成・展開過程において成立する土地所有である。それゆえ、かかる土地所有は、いかなる社会的生産過程と結びつくものであるかということになる。その場合の社会的生産形態＝生産様式は、「未発展の共同的生产」形態→「小規模な個人的生産」形態への社会的生産形態の展開による、後者の生産形態が、自らの生産を社会的に確立するために、自ら生産手段の自由な私的所有を形成・確立せる段階での生産形態＝生産様式（小経営的生産様式）であるといえる<sup>19)</sup>。

- 註. 1) K. Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, S. 902. (1953), Dietz Verlag.  
 2) Ders., a. a. O., S. 902.  
 3) Ders., a. a. O., S. 905～903. (上点原文行間綴)。  
 4), 5) Ders., a. a. O., S. 903. (上点原文行間綴)。  
 6), 7) Ders., a. a. O., S. 904. (上点原文行間綴)。  
 8) Ders., a. a. O., S. 905.  
 9), 10), 11) Ders., a. a. O., S. 906. (上点原文行間綴)。  
 12) 福富正実「日本封建制発展の歴史的特質と共同体理論——永原慶二氏の時代区分論と関連して——」(九州近代史研究会編『歴史と現代』No. 5 (1964) 所収), 3頁。山岡亮一・木原正雄編『封建社会の規本法則——ソ同盟歴史学界の論争と成果——』, (1956) 参照。  
 13), 14) 福富前掲同上論文, 3頁。(上点原文のまま)。  
 15) 福富前掲同上論文, 3～4頁。  
 16), 17), 18) 福富前掲同上論文, 5頁。  
 19) 福富前掲同上論文・同氏論文『『小商品生産』農業段階と寄生地的土地所有』(『歴史と現代』No. 2 (1963) 所収)・同氏論文「講座派農

業理論と『人文学派』の民主主義革命論 [1]」(『山口経済学雑誌』第13巻第1号 (1962) 所収) 等参照せよ。

#### IV. 地代の「本質規定」と相異なる地代の「範疇規定」

マルクスは、周知のように、『資本論』第3部第37章の地代についての「緒論」として「地代を取扱うさいに避けるべき、分析を混濁させる、主要な誤謬<sup>1)</sup>」の一つとして次のように読者に注意を喚起している。このマルクスの注意は、地代の本質を理解するのにきわめて大切な箇所であると考えられるので、やや長くなるけれどもその箇所を引用して地代の本質をまず明らかにしておく。

すなわち、「地代の独自の形態のいかんをとわず、すべての地代類型に共通するのは、地代の取得は土地所有が自らを実現する経済的形態だということ、および、地代の方は土地所有・地球の一定部分にたいする一定個人的所有・を前提とするということである。といっても、その所有者はアジアやエジプトなどでのように共同体を代表する個人であってもよく、また、この土地所有は奴隷制度または農奴制度の場合のように直接的生産者の人格にたいする一定個人の所有権の単なる偶有性 (accidens) であってもよく、また、この土地所有は自然にたいする非生産者の純粋な私的所有——土地にたいする単なる所有名義——であってもよく、また最後に、この土地所有は土地——といっても、植民者や小農的土地所有者の場合のように、孤立化されていて社会的に未発展な労働のもとでは、直接的生産者による一定地所の生産物の取得および生産のうちに直接に含まれているように見える土地——にたいする一関係であってもよい。相異なる地代諸形態のこの共通性——相異なる個人をして地球の一定諸部分を排他的に所有させる法的擬制たる土地所有の経済的実現だということ——は、諸々の区別を看過させる<sup>2)</sup>。」

マルクスは、ここで、地代は、いかなる社会的生産過程＝生産様式のもとにおいても、土地所有の経済的実現形態であることには変りないがゆえに、それが、地代の本質をなすものである、と述べているのである。かかる地代の本質が、「社会的生産過程の相異なる発展諸段階<sup>3)</sup>」での地代の相異をあいまいにするのである、とマルクスは読者に注意を喚起しているのである。つまり、マルクスは、歴史の一定諸段階における地代は、それがいかなる「社会的生産過程」＝生産様式での地代であるかという点において、考察されなければならない、と指

摘しているのである。それならば、この歴史の一定諸段階における「社会的生産過程」=生産様式は、いかに把握されるのか。

ところで、かつてこの歴史の一定諸段階での「社会的生産過程」=生産様式の相異の根拠を、それ自体のうちに求めることなく、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」いかに——したがって、相異なる歴史の諸段階での地代の相異は、「土地所有者と直接的生産者との直接的対立関係」いかに——、求める見解が、わが国において支配的であったことがある<sup>4)</sup>。(もっとも、その見解は、最近においても若干の論者にも認められるけれども<sup>5)</sup>)。かかる見解は、論者が、マルクスの「直接的労働者が自分自身の生活維持手段の生産のために必要な生産手段および労働条件の『占有者』たるにとどまるような凡ゆる形態においては、所有関係は同時に直接的な支配=および隷属関係としてあらわれる<sup>6)</sup>」という論述をもとにして、この場合直接的生産者は、生産手段の所有者と直接対立する関係にあるということから論じているものと考えられる。しかし、このような見解は、論者が、マルクスの論述をきわめて表面的にし理解していないことによるものであって、誤りであると考えられる。

というのは、マルクスは、この引用文の次のフレーズで、「不払の剰余労働が直接的生産者から汲みだされる独自の経済的形態は、支配=および隷属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、しかも生産にたいして規定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸関係そのものから発生する経済的共同体の全姿容が定まり、それと同時に、かかる共同体の独自の政治的形態も定まる<sup>7)</sup>。」と、下部構造と上部構造との関連を指摘し、さらに彼は、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係こそは、——この関係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の発展段階に照応するのだが、——つねに、そこに吾々が全社会的構造の、したがってまた主権=および従属関係の政治的形態の、要するにそのときどきの独自の国家形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである<sup>8)</sup>。」とその関係を ややくわしく述べているのである。

つまり、マルクスは、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」が、社会構成員の上部構造である「政治的形態」を規定すると述べているのである。しかし、その「政治的形態」=上部構造は、社会構成員の下部構造によって規定されるものであると、マルクスは

指摘している。そして、この経済的下部構造は、「労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の発展段階」を把握することによってのみ、正しく分析・把握されるのであると、彼は強調しているのである。この経済的下部構造の正しい分析・把握において、はじめて、歴史の一定の発展段階での特定国の政治的上部構造が、明らかにされる、とマルクスは論定しているのである。

それゆえ、マルクスは、ここで「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」いかに、「社会的生産過程」=生産様式の相異を規定するものであるとは論述してはいないのである。したがって、かつてのわが国の論者が、規定したように相異なる地代の範疇的区別の基準を「土地所有者と直接的生産者との直接的対立関係」に求めることは、誤りであったといえる。

そこで、相異なる地代の範疇的規定は、労働のどのような社会的生産力の発展に照応する土地所有の経済的実現形態として、つまり、いかなる「労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の発展段階に照応する」ものであるかという観点から果たされなければならない。

- 註. 1) マルクス『資本論』第3部(長谷部訳、青木版『資本論』は以下この版による。)892頁。  
 2) マルクス『資本論』前掲同上、892~893頁。(上点丹野)。  
 3) マルクス『資本論』前掲同上、892頁。  
 4) このような見解は、かつての講座派における主要な見解であった。それは、平野義太郎氏の一連の農業理論の展開のうちに、定式化されている。同氏『農業問題と土地変革』第1編参照なお、小山弘健編『日本資本主義論争史上』(1953)第5章参照のこと。平野氏にたいする批判は、私も少しくふれたことがある。拙稿「わが国土地所有の地代論的把握(1)」(『歴史と現代』No. 7, 1965)参照。  
 5) 小池基之『地主制の研究』(1957)第2章、大谷省三編『現代日本農業経済論』(1963)所収の井上完二論文「自作農的土地所有の性格」等を参照せよ。  
 6) マルクス『資本論』前掲同上、1113頁。  
 7), 8) マルクス『資本論』前掲同上、1115頁。(上点丹野)。

## Ⅴ 過渡的地代範疇と過渡的地代諸形態 — A —

— 栗原氏の過渡的地代論の検討・批判 —

(1) 従来の過渡的地代範疇は、先にもふれたように、過渡的地代諸形態の全体にわたる論理的な把握をおこなうことなくして、過渡的地代諸形態の解說的・孤立的の把握をもとにして考えられることが多かった。その結果、過渡的地代範疇を否定するという見解が、支配的にみられるにいたった。つまり、範疇としての地代は、資本主義的地代と封建的地代としかないのであるから、過渡的地代範疇なる地代形態はないのであるからという、過渡的地代範疇否定の見解が、それである。かかる見解にたいして、戦後いち早く地代論的に過渡的地代範疇を展開したのが、故栗原氏であった。そこで、栗原氏のこの見解の検討・批判を通して、過渡的地代範疇と過渡的地代諸形態について、その諸形態の相互関連のうちに明らかにしよう。栗原氏は、この過渡的地代範疇否定の見解について、次のように批判した。

つまり、「平田良衛氏のように（『猪俣津南雄並びに日本経済研究会の地代論について』、『プロレタリア科学』昭和6年8月号）、地代範疇と地代形態とを本質的に区別して、地代範疇としては封建的地代と資本主義的地代の二つに限定し、過渡的地代形態をふくめて、地代形態とはただ両地代範疇のそれぞれいずれかの諸段階にすぎないと規定するならば、過渡的地代形態の性格といっても、それらを封建的もしくは資本主義的のいずれかの地代範疇におしこめるだけのことにすぎないであろう。しかしながら、『資本論』において、『近代的土地所有形態』といい、『本源的な地代形態から資本主義的地代への過渡的形態』といわれているように、地代形態という言葉は封建的地代そのものにも資本主義的地代そのものにも、範疇の意味で使用されるものである。また、封建的地代および資本主義的地代がそれぞれ歴史的に基本的な両範疇をなすことはいうまでもないが、それだからといって、歴史的にも形態的にも両者の中間の過渡的地代形態をすべて封建的か資本主義的かのいずれかの地代範疇に割りきらなければならないということは、そもそも過渡的段階を事実上全く否定することでなければならない。」と、このように栗原氏は、過渡的地代範疇否定論を批判する、とともに過渡的地代の範疇としての自立性を主張した。そして、氏は、この主張のもとに自己の過渡的地代範疇を以下のように規定した。

すなわち、「一方に本来の封建的地代形態があり、他

方に本来の資本主義的地代形態があって、……その間の『直接的転化』が行なわれえないのであるから、そこに多かれ少なかれ一定の過渡期があり、なんらかの媒介的な過渡的地代形態が形成されるのは、当然のことである<sup>2)</sup>。」、それゆえに「(地代の……丹野) 過渡的形彖はもちろん本来の封建的形態ともまた本来の資本主義的形態とも異った中間的なものでなければならない<sup>3)</sup>」と、栗原氏は述べ、過渡的地代形態は、封建的地代の解体過程と資本主義的地代の形成過程での地代であるとして、「一般に半封建的であるとともに前資本主義的であるものとして位置づけられるのである<sup>4)</sup>。」と、氏は規定した。

しかし、このような栗原氏の過渡的地代範疇規定は、ただ単純に封建的地代の解体過程と資本主義的地代との形成過程での地代として、その両地代の間形態として規定しているにすぎないものである。したがって、この栗原氏の過渡的地代範疇規定論をもって、過渡的地代範疇の正しい規定であるとは、いえない。なぜなら、封建的地代と資本主義的地代との中間にある地代が、過渡的地代であり、それゆえにそれは、「半封建的であるとともに前資本主義的」なものであるというような範疇規定は、きわめて単純で形式的な規定であるにすぎず、したがってそのような範疇規定は、それ自体の本質をなんら説明するものではないからである。

というのは、前にも指摘しておいたように、過渡的地代範疇は、社会的生産過程における、生産の主体としての労働力と生産の客体としての資本・土地の所有関係が、資本主義的社会での労働力の所有者→賃労働者、資本の所有者→産業資本家、土地の所有者→地主のように明瞭に分離されることなく、同一人が労働力の所有者であるとともに資本・土地の所有者である、あるいは、資本と土地を同時に所有する、又労働力と資本を同時に同一人が所有するという所有関係のもとで社会的生産過程が営まれる段階での生産における、剰余価値の存在形態として基本的に把握されなければならないからである。

このような観点から栗原氏の過渡的地代範疇規定を考えると、あまりにも、それが、単純で形式的な規定であるにすぎず、その本質にもとづいて過渡的地代の範疇規定をしているということができない。この氏の過渡的地代範疇規定は、氏がかつての講座派農業理論における、過渡的地代をブルジョア革命をバラ色視する＝歴史的・具体的に把握するという考えから脱しきれていなかったことによるものと考えられる。(前の「過渡的地代把握の方法と過渡的地代範疇」のところを参照。)

(2) ところで、このように過渡的地代範疇を単純に形式的に把握した栗原氏は、マルクスが「発生史」で過渡的地代の基本的な諸形態として論述している、分益農制・地主経営・分割地農制の三形態について、封建的土地所有と資本主義的土地所有との関連において、次のように位置づけた。

すなわち、「周知のように『資本論』においては、封建的な地代形態から資本主義的な地代形態への過渡的地代形態として、分益制度と地主経営と分割地所有との三つの形態が指摘されている<sup>5)</sup>。」として、栗原氏は、これらの諸形態は、封建的農民経営としての、封建的小経営的生産様式の展開・発展における、封建的農民層の分化・分解の歴史的・具体的な事実を背景とする、封建的土地所有の一定の弛緩と解体を通して形成されたものであると位置づけて、それら諸形態の相互関連を論じた。

つまり、栗原氏は、これらの諸形態を、

封建的 土地所有	→	過渡的 土地所有	{	分益農制	資本主義的
			{	地主経営	→
			{	分割地農制	土地所有

と、封建的土地所有と資本主義的土地所有との関連において位置づけたのである。

このような栗原氏の過渡的土地所有の諸形態の位置づけは、つまり、氏が、「通説とは違って、過渡的地代形態を二つでなく、三つの形態がある<sup>6)</sup>」と把握したことは、これまでの諸形態の把握において、諸形態を孤立的に取り上げて考察するか、あるいは「発生史」を解説的に考察することによって、把握することが多かったのにたいして、過渡的地代範疇およびその諸形態の、全体的な論理的な把握のための、すぐれた第一歩をなすものであった。

このように栗原氏の過渡的土地所有諸形態の一規定は、正しい一規定であったと考えられるのであるけれども、氏は、過渡的地代範疇の厳密に論理的な把握の上に立って、諸形態の相互関連を考察しなかったがゆえに、その氏の把握は、きわめて形式的で不十分なものであったといわねばならない。

(8) つまり、栗原氏は、さきの引用文に続けて、「このうち詳論されているのは分割地所有のみであって、分益制度と地主経営とはただ簡単に言及されているにすぎない。しかし、この分益制度と地主経営とのうち、分益制度は理論的にいわば分割地所有と地主経営との中間形態をなすものであって、分割地所有にたいする対極形態は地主経営に外ならない<sup>7)</sup>。」として、分益農制にたいする考察を全くはずしてしまったのである。それとともに、氏は、地主経営については単なる形式的論理で

もって、把握している。したがって、この経営での氏の地代の把握は、かなり混乱している。

すなわち、「封建的地代形態の発展・労働地代の生産物地代および貨幣地代への発展は、領主経営の発展ではなくて、農民的小経営の発展に立脚して行なわれる。封建的地代形態の、封建的農業の発展は、小経営的生産様式の発展である。これにたいして、地主経営にもとづく地代形態のもとでは、全生産用具が土地所有者によって所有され、直接生産者は、土地のみではなくて、生産用具そのものからも分離されたものとしてあらわれる。…そこにおける発展は、直接生産者自身の小経営の発展ではなくて、領主の直営地経営自身がそのまま直接的に社会的生産の方向、資本主義的ユンケル経営と発展することである。…この意味において、自主経営は、封建的、農奴制的地代形態から資本主義的地代形態の…特殊な、無媒介的な漸次の推移を示すところの、一つの特殊な過渡的地代形態なのである。…地主経営的地代形態は、…封建的隷従農民が一度自由な農民的土地所有者となり、自立的農民経営を發展せしめたのちに、その自由な小経営的土地所有の横領によって、新に地主経営のもとにおける全生産用具を奪われた労働者へと転落するところに、はじめて発生するところの、封建的地代の解消形態であり、特殊に半封建的な過渡的地代形態である<sup>8)</sup>。」と。

つまり、ここで栗原氏は、封建的地代形態から資本主義的地代形態への、過渡として地主経営をとりあげ、かつそこでの地代形態を地代形成史的に述べ過渡的地代形態であると論じているのであるけれども、その地代成立の理論的把握は、中世的な地主経営の成立と近代的な(いわゆる過渡的な)地主経営の成立とを混合して把握しているのである。要するに、氏は、中世的地主経営の成立の論理でもって、封建的社会から資本主義的社会への、過渡における地主経営の成立を論じているのである。(次節参照)

たしかに、地主経営は、栗原氏のように、一般的に(超歴史的に)は、「全生産用具が土地所有者によって所有され、直接生産者は、土地のみではなくして、生産用具そのものからの分離されたものとしてあらわれる。」けれども、それはあくまでも地主経営一般であって、その限り氏の地主経営——したがって氏の地主経営での地代の把握は、きわめて形式的・一般的な把握であるにすぎないといえる。それゆえ、氏の地主経営・そこでの地代の把握は、きわめて不十分であり、かつ前述したような理由により混乱しているものといわねばならない。氏自身も問題にしているように問題は、封建的土

地所有から資本主義的土地所有の過程における、いわゆる過渡的土地所有一般のうちに、いかに地主経営が把握されるかということにあるのだから。

(4) このような栗原氏の過渡的土地所有での分益農制および地主経営の把握の軽視と不充分さは、氏の「本源的蓄積」の以下のような理解にもとづく分割地農的土地所有の歴史的・具体的側面からする考察が多かったことによるものと考えられる。

栗原氏は、「本源的蓄積」には二つの側面があると、まづ述べる。つまり、その一つは、「封建的諸制限からの解放であり」、もう一つは、「労働諸条件の小経営的な所有もしくは占有からの解放である。」と。この第一の側面は、「封建的諸制限の撤廃<sup>11)</sup>」、「直接的生産者の封建的従属からの解放」、「封建的土地所有を廃絶して自由な小土地所有を創設」をすることであり、それによって「小経営的生産様式を封建的な敵対的形態から自由にすることである<sup>14)</sup>」。第二の側面は、「直接生産者からの労働諸条件の略取…、自由な小土地所有の取奪…、小経営的生産様式そのもののアウフヘーベンである<sup>15)</sup>」。それゆえ、「本源的蓄積は…封建的土地所有を基礎とする封建的搾取の諸条件と諸形態とを解体して、直接生産者を解放する…過程であるその限り、本源的蓄積の過程は、いわゆる反封建的なブルジョア民主主義革命の任務を基調とする…、広汎な社会的革命の過程である。」この革命の結果として、自由な農民的土地所有＝分割地農的土地所有が、形成されるのである。さらに、この小土地所有からの農民の解放が、「本源的蓄積」の第二の側面である。と、このように栗原氏は、「本源的蓄積」過程を論述した。

この氏の「本源的蓄積」把握の問題は、その第一側面の把握の誤りにあるといえる。この誤りは、かつて福富氏が、正しく指摘したように、「本源的蓄積に関する編…で見たように、この生産様式（資本制的生産様式…丹野）は、一方では、直接的生産者を土地の単なる付属物（隷農、農奴、奴隸、などの形態の）たる位置から解放することを前提として、人民大衆の土地の取奪を前提とする<sup>17)</sup>」というマルクスの論述の「直接的生産者を土地の単なる付属物…たる位置から解放する」という点を、『封建的諸制限の撤廃』＝「自由な小土地所有」の創設＝「ブルジョア民主主義的変革」と、栗原氏が解したことによるものである。

というのは、イギリスの自由な農民的土地所有といわれるヨーマンリの形成は、イギリスにおける封建地代の展開・転化過程のうちに、農民が、「金を払って自分の地代支払義務を免れて<sup>19)</sup>」、つまり農民が「地代支払義務

」を買戻すことによって、従来の占有地にたいして「領主自身と同じ封建的権利名義をもつ<sup>21)</sup>」にいたることによって形成されている。この場合、「その社会的本質（＝支配と隷属の関係の本質）の点ではけっして近代的なものではなく、依然として『封建的看板によって隠れ蓑をされて』いる中世的＝封建的な土地所有であった<sup>22)</sup>」のである。ただ、地代は、この場合、剰余価値の正常な形態としてあらわれていないという点では、フランスにおける革命後の「分割地農」と同じであった<sup>23)</sup>。したがって、「直接的生産者の土地の単なる付属物…たる位置から解放する」ということは、栗原氏が解したようには解せないのである。にもかかわらず、栗原氏は、それを「封建的諸制限の撤廃」＝「自由な小土地所有の成立」＝「ブルジョア民主主義的変革・革命」と解した。そして、氏は、「本源的蓄積過程」は、封建的小経営的生産様式をその小経営の封建的諸制限から解放する過程であり、解放されたその経営からの直接的生産者を分離する過程であるから、「資本の先史<sup>23)</sup>」をなすものであると述べた。それゆえ、「本源的蓄積の過程において…形成される諸範疇は、本来過渡的な半封建的＝前資本主義的な性格のものでなければならない<sup>24)</sup>」と、氏は、「本源的蓄積」について規定した。

このような「本源的蓄積」の把握をもとにして、栗原氏は、自由な農民的土地所有＝分割地農的土地所有を半封建的であるとともに前資本主義的なものであると規定するにいたったのである。そして、この自由な農民的土地所有＝分割地農的土地所有の規定をもとにして、氏は、氏の過渡的土地所有＝過渡的地代論を基本的に展開したのである。

しかし、このような栗原氏の「本源的蓄積」＝分割地農的土地所有の把握からは、過渡的土地所有＝過渡的地代の正しい論理的な把握は出来ない。そこで、節を改めて過渡的土地所有＝過渡的地代の理論的な把握のために、マルクスの「発生史」の再検討を通じてその理論的把握に接近してみよう。

註. 1) 栗原百寿『農業問題入門』, 140頁, (1955)  
(上点丹野)。

2) 栗原前掲同上, 140頁。(上点丹野)。

3), 4) 栗原前掲同上, 141頁。(上点丹野)。

5) 栗原前掲同上, 134頁。

6) 福富正実「講座派農業理論と『人文学派』の民主主義革命論 [II]」(『山口経済学雑誌』第13巻第2号(1962)所収), 84頁。鈴木鴻一郎『日本農業と農業理論』(1951)の「半封建地代」論を参照。

- 7) 栗原前掲同上, 134頁。(上点丹野)。
- 8) 栗原前掲同上, 136~137頁。(上点丹野)。
- 9), 10), 11), 12), 13), 14) 栗原前掲同上, 118頁。(上点丹野)。
- 15) 栗原前掲同上, 119頁。
- 16) 栗原前掲同上, 120頁。(上点丹野)。
- 17) マルクス『資本論』第3部, 867頁。(上点丹野)。
- 18) 福富前掲同上, 88頁。
- 19), 20) マルクス『資本論』前掲同上, 1125頁。
- 21) マルクス『資本論』第1部, 1098頁。
- 22) 福富『『資本論』における『農民的分割地所有』範疇の適用について』(京大『経済論叢』第79巻第4号(1958)所収), 28頁。
- 23) 24) 栗原前掲同上, 125頁。(上点丹野)。

## VI. 過渡的地代範疇と過渡的地代諸形態 — B —

### —その典拠の検討—

マルクスは、周知のように「発生史」で、過渡的地代形態について基本的に分益農制・地主経営・分割地農の三形態を取りあげて、論述している。しかし、いうまでもなく、『資本論』そのものは、資本主義社会の下部構造である、資本主義的経済構造の運動法則をそれ自体に即して論理的に明確にすることにより、私的所有にもとづく資本主義的社会的独自の害悪を暴露することを、その本来の目的としているがゆえに、マルクスが、「発生史」で過渡的地代について論述しているといっても、その論述は必ずしも明瞭に展開されているとはいえない。

つまり、マルクスは、そこで過渡的地代諸形態の、その各々の地代形態の一般的(超歴史的)規定と特殊の(歴史具体的)規定とを明瞭に範疇的に区別して展開していないのである。そのために、われわれが、この「発生史」での過渡的地代の論述をもって、それを特殊の(歴史具体的)な場面での諸形態を把握するには、どうしてもそれだけの制約を受けざるをえないのである。

そこで、以下しばらくマルクスの「発生史」に即して、諸形態の形成とその本質規定とを検討することによって、諸形態の一般的(超歴史的)規定と特殊の(歴史具体的)規定とを明瞭に範疇的に区別してみよう。

### (A) 分益農制について

#### (1) 本質規定

「本源的な地代形態から資本制的な地代への過渡形態と看

なされうるのは分益制度であって、この場合には、経営者(借地農業者)は自分の労働(自身または他人の労働)のほかに経営資本の一部分を提供し、土地所有者は土地のほかに経営資本の他の一部分(たとえば家畜)を提供するのであって、生産物は、国が異なれば異なる一定の比率で借地人と土地所有者との間に分配される。完全な資本制的な経営たるためには、この場合には一方では、借地農業者にとり十分な資本が欠けている。他方では、土地所有者がこのばあいには得る分前が純粋な地代形態をとっていない。この分前は事実上では、彼の投下資本にたいする利子と超過地代とを含むかもしれない。それは事実上、借地農業者の全剰余労働を吸収するかもしれない。また、この剰余労働の大なり小なりの分前を借地農業者に残すかもしれない。だが本質的なことは、地代はこの場合には、もはや、剰余価値一般の正常な形態としては現象しないということである<sup>1)</sup>。

以上が、マルクスの分益農制にたいする古典的な典型的な本質規定である。つまり、このような土地と資本の所有者と労働力と資本の所有者とが一致する場合には、剰余価値が、「唯一な支配的で正常な形態」としてあらわれず、資本主義社会での経済的基礎範疇を類推的に適用していえば、それは、利潤+地代、賃金+利潤の混合のうちにあられるということである。

#### (2) その形成について

マルクスは、「発生史」で分益農制の本質を上記のように規定しているけれども、そこで彼はその発生については述べていない。しかし、彼は、『資本論』第1部第24章第4節でそのことを歴史具体的に述べている。それによると以下のようである。

つまり、「イギリスでは、借地農業者の最初の形態は、それ自身農奴たるベイリフ[領主の土地の差配人=荘宰]であった。彼の地位は古代ローマのポリクスのそれに似ており、活動部分が狭いだけである。14世紀の後半に彼は、ランドロード[資本家的地主]から種子や家畜や農具を供給される借地農業者によって代位された。借地農業者の状態は農民のそれとあまり違わない。より多くの賃労働を搾取するだけである。彼はやがて、半借地農業者たるメティエ[分益農]となった。彼が農耕資本の一部分を提供し、ランドロードが他の部分を提供した。両者は、契約で定められた比率で総生産物を分配した。この形態はイギリスでは急速に消滅して、本来の借地農業者——これは、自分自身の資本を賃労働者の使用によって増殖して、剰余生産物の一部分を貨幣または現物でランドロードに地代として支払う——の形態に席を譲った<sup>2)</sup>。」と。

かかるイギリスの分益農制は、イギリスの封建的生産様式の展開・発展を通して、ヨリ具体的には、イギリスの封建地代の展開・転化のうちに形成されてきたものであった。それゆえ、このイギリスの分益農制の形成は、前節の(4)でふれたヨーマンリーの形成の歴史的段階とその条件とに照応するものであった。したがって、その形成と消滅の過程は、ヨーマンリーがイギリス封建社会のもとでの生産の自己展開のうちに、自らの生産基盤を確立するとともに急速に自己分解をしイギリス市民革命の過程において消滅するという過程をたどるものであった<sup>3)</sup>。と、マルクスは、イギリスにおける分益農制の形成・消滅の過程を考えていると、上記の引用文から解せられる。

フランスにおける分益農制については、周知のようにその形成と展開は歴史具体的条件によって、イギリスの場合と異なるけれども、フランスの分割地農の形成・展開に照応してもたらされているという研究成果が、発表されている<sup>4)</sup>。したがって、フランスの場合においても、分益農制の形成・展開と分割地農の形成・展開とに照応しているものと、基本的に考えられる。

## (B) 地主経営について

### (1) 本質規定

地主経営の場合には、「土地所有者と、生産用具の所有者——したがってまた、この生産要素のうちに数えられる労働者の直接的搾取者——とが一致する。同様に地代と利潤とも一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない。このばあいには剰余生産物となつてあらわれる労働者たちの全剰余労働は、全生産用具……の所有者によって、直接に労働者たちから搾取される<sup>5)</sup>」。つまり、土地と生産手段(資本)の所有者が一致しており、直接的生産者をその土地と生産手段の所有者のもとにおいて働かせることにより、生産が営まれる生産形態を地主経営なる範疇で、マルクスは考えているのである。それゆえ、この場合、地代と利潤は一致し、そのため剰余価値は、その「唯一の支配的で正常的な形態」としても、「剰余価値の分化形態」としてもあらわれない。ということをマルクスは強調しているのである。

このような範疇として地主経営と考えられる経営形態について、マルクスは、本来的奴隷経営・領地直営経営——かかる経営形態には、「土地所有者が自分の計算で耕作を営み、生産用具全部を所有して、非自由奴僕なり、現物給付または貨幣をもって支払われる自由奴僕なりの労働を搾取する<sup>6)</sup>」経営がある——・アメリカ的植栽地経営等を指摘している<sup>7)</sup>。しかし、彼は、これらの経営

形態の範疇的区別について詳論していない。それゆえ、この地主経営については、従来種々論じられることが多かったけれども論者の自己の考察に照応してのみ、つまり論者の論理の都合によってのみ把握されがちであった。そこで、マルクスの地主経営形成について述べているところを、手がかりにその点を若干考察してみよう。

### (2) その形成について

この「発生史」で地主経営の形成について述べているのは、以下の引用文の箇所だけである。

つまり、「自立的農民経営への移行後もたとえばポーランドやルーマニアで維持された古い土地共有の遺物は、これらの地方では、低級な地代諸形態への移行を生ぜしめる口実として役立ってきた。土地の一部分は個々の農民たちに属し、彼等によって自立的に耕作される。他の一部分は共同的に耕作されて剰余生産物を形成するのであって、これは、部分的には共同支出をまかなうために役だち、部分的に凶作などのための準備として役だつ。剰余生産物中この最後の两部分は、ついには全剰余生産物がそれを生じた土地もろともに、だんだんと国家の役人や私人たちによって横領され、かくして、本源的には自由な農民的所有者たち——彼等がこの土地を共同耕作すべき義務はそのまま維持される——が、賦役義務者または生産物地代支払義務者に転化し、共同地の横領者たちの方は、その横領共同地のみならず農民所有地そのものまでも土地所有者に転化する<sup>8)</sup>。」と。

私が、前節の(3)で栗原氏の地主経営＝そこでの地代を検討・批判した場合に、氏の、「その地代成立の理論的な把握は、中世的な地主経営の成立と近代的な(いわゆる過渡的な)地主経営の成立とを混合して把握しているのである。」と批判した。それは、氏が、このマルクスの地主経営の成立をもってその一般的な特殊的な把握の論理的基礎としているがためである。

というのは、マルクスがここでいっているのは、かつて福富氏が指摘したように、以下のような歴史的段階でのものとしているからである<sup>9)</sup>。

つまり、「小さな共同体は相互に独立併存して草木のように生き、そしてその共同体のなかでは、個人は、彼に割当られた分有地で彼の家族とともに独立して働くこともある。(一方では、共同の備蓄、いわば保険のための一定の労働、および共同体そのものの経費、つまり戦争、祭祀等々、に充当するための一定の労働。ここにはじめて、もっとも本源的な意味での首長の財産管理が、たとえばスラブ人の共同体、ルーマニア人の共同体などにあらわれる。このなかに賦役等々への移行の基礎がある。))。それゆえ、マルクスが述べているのは、「ポ

ーランドやルーマニアにおける『封建制度の成立期』についてのべたものであり、また、このばあいの『自由な農民的土地所有者』は、『本源的に自由な農民的土地所有者』《古代的な自由な土地所有者》であって、『封建的隷従農民が一度自由な農民的土地所有者となり、自立的農民経営を發展せしめた』もの……ではけっしてない<sup>11)</sup>のである。と、福富氏は、栗原氏の地主経営論を批判したのである。このかぎりでは、私も福富氏の批判は、正しい批判であったと考える。しかし、福富氏は、過渡的土地所有を積極的に、それには三形態があるとみとめないがゆえに、地主経営についてのヨリ一層の展開をしていない<sup>12)</sup>。この点に、私は、福富氏の見解にたいして大きな不満を感じる。

というのは、さきの引用文で明らかなように、マルクスは、地主経営について非自由奴僕から自由奴僕までの段階において存在するものとして、考えている。そして、マルクスのこの自由奴僕という段階は、歴史具体的には、栗原氏のいうように「封建的隷従農民が一度自由な農民的土地所有者となり、自立的農民経営を發展せしめた」生産様式の段階として考えていると、彼があえて「發生史」で地主経営を論述しているという点からすれば考えられるからである。それゆえ、地主経営も過渡的土地所有（封建的土地所有から資本主義的土地所有への過渡としての過渡的土地所有）のうちに、把握されると私は考える。（次節参照）。

### (C) 分割地農（分割地農的土地所有） について

#### (1) 本質規定

マルクスが、「發生史」で過渡的土地所有を論述したこの章で、もっとも多く過渡的土地所有の形態として論述しているのは、分割地農的土地所有であったということは周知の通りである。かつ、わが国の明治維新以降の土地所有を考察する場合にもっとも多く参照されたのも、この分割地農的土地所有形態であったことは、いうまでもない。そこでその本質規定をみれば、それは、以下のごとくである。

「分割地所有。農民はこの場合には、同時に、彼の土地——彼の主要生産用具・彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面——として現象する彼の土地——の自由な所有者である。この形態では何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない、——といっても地代は、ともあれ資本制的生産様式が發展している諸国では、他の生産諸部門との比較による超過利潤として、但し、総じて農民の労働

の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのだが<sup>14)</sup>。」。つまり、この場合農民は、労働力・土地・資本を同時に＝三位一体的に所有して生産を営むのである。それゆえ、農民は、小資本家という性格において資本の平均利潤の要求をしなければ、かつ土地の所有者という性格において地代の要求もしない。したがって、農民が、小生産者たる資格において要求するのは、「本来的費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃<sup>15)</sup>」部分である。と、マルクスはこの土地所有（分割地農）の本質を規定している。さらに、この場合マルクスは、農民の三位一体的な所有の性格において、農民の労賃はしばしば肉体的最低限界まで下ることが<sup>16)</sup>あると強調している。かかるこの経営の性格において、このような経営＝生産での剰余価値は、農民の生産する生産物の社会的実現のための、諸条件に（市場条件如何に）においてのみしか農民に現象しえない。ただし、その場合でも、剰余価値は、その「唯一の支配的で正常的な形態」・「剰余価値の分化形態」としてあらわれるのでなくして、それは、農民の全収益のうち、したがって、それは、労賃・利潤・地代の混合として現象するにすぎないのである。かかる意味において、分割地農それ自体の展開をみるならば、それは、「袋小路<sup>17)</sup>」におち入らざるをえないのである。しかし、この経営での農民には、生産手段および労働力にたいする「所有制限<sup>18)</sup>」はなくなっている。そして、経済過程の展開は、連続的に人間の「合目的」活動において展開するのを特徴としている。それゆえ、経済過程の展開は、必然的に生産手段にたいする拡大をもたらす。そのために、農民が、自己の生産基盤を確立する過程において彼は、土地およびその他の生産手段を購入する、あるいは借地をする<sup>19)</sup>この場合の、土地価格の利子・資本利子および借地料は、農民の生産の・経営の諸成果から支払われる。それは、この生産・経営の三位一体的性格において、「利潤の一部を、および労賃からの控除分<sup>20)</sup>」から支払われる。それが、特に土地価格の利子分割地農の借地料として支払われるとき、「名目的地代」としてあらわれるのである<sup>21)</sup>。

#### (2) その形成について

この分割地農的土地所有の形成については、これまで多くの研究者によって研究され、その成果は数多く発表されている。これらの成果をもとにして、この小論の目的にそう限りにおいて、私もこれまでの行論の過程で不十分ながらもふれてきた。したがって、この点については、改めて述べる必要もないであろう。

ただ、以下の点だけは、再び強調しておきたい。つま



り、この土地所有が、封建的土地所有から資本主義的土地所有への過程での土地所有として問題とされる限り、それは、あくまでも封建的生産様式での封建的自営農民経営の自立的経営への展開として、その農民が、自らの小経営を名目的な自立経営としてではなく、実質上の自立経営として確立するために、生産諸手段（この場合、特に土地）の自由な私的所有が形成されるという社会的生産段階（様式）のもとでもたらされるということである。

以上この節で述べてきたことを要約すれば、それは、以下ようになる。

その第一点は、分益農制・地主経営・分割地農の経営のいずれの形態においても、剰余価値は、資本主義的社会的経済的基礎範疇である、労賃・利潤・地代のいずれかの組合せとしての混合としてあらわれるということであるといえる。

その第二点は、かかる土地所有が封建的土地所有から資本主義的土地所有の成立の過程で考える限り、それは、封建的小経営の自己展開の過程での、その経営の相対的（名目的）自立化から絶対的（実質的）自立化へのための、労働力および生産諸手段の自由な私的所有の歴史的・具体的条件のもとに形成されるということである。したがって、過渡的土地所有の基本的三形態は、理論的に同時併存的に存在すると考えられる。それゆえ、この三形態のうちの一形態の成立は、同時に他の二形態の成立を含むものといえる。その意味において、農業における社会的生産過程（様式）＝生産力段階は、同じ段階であるといえることができる。

そこで、次の問題は、いかなる社会的生産過程（様式）＝いかなる労働の仕方様式のもとでの生産として、その三形態を相互関連のうちに把握されるか、ということである。次節でこの点を究明してみよう。

註. 1) マルクス『資本論』第3部、1130～1131頁。  
（上点丹野）

2) マルクス『資本論』第1部、1132～1133頁。

なお、このマルクスの分益農の論述を基礎にして、わが国で分益農を理論的に考察しているのは、山岡亮一・福富正実・逆井孝仁氏等が、最近ではみられる。山岡亮一『農業経済学』（1948）同氏『農業経済理論の研究』（1961）、福富正実「講座派農業理論と『人文学派』の民主主義革命論 [II]」（1962）、同氏「『小商品生産』農業段階と寄生地主的土地所有」（九州近代史研究会編『歴史と現代』No. 2（1963）所収）、同氏「農業における資本主義の発展」（山岡亮一編『現

代農業問題入門』（1962）所収）、逆井孝仁「寄生地主研究に関する一考察」（『立教経済学研究』第17巻第3号、1963、所収）等参照。

3) 秦 玄竜『イギリス・ヨーマンの研究』（1955）、同氏『イギリス経済史研究』（1962）、高橋幸八郎『市民革命の構造』（1957）等々を参照。

4) 高橋前掲同上、山岡前掲『——研究』等を参照。

5), 6), 7) マルクス『資本論』第3部、1132頁（上点丹野）

8) マルクス『資本論』前掲同上、1131～1132頁

9) 福富前掲（2）「一の民主主義革命論 [II]」（1962）参照。

10) マルクス『資本主義的生産に先行する諸形態』（手島訳、大月版）、9～10頁。

11) 福富前掲同上論文、89頁。

12) 福富、2) で掲げた諸論文等を参照。

13) 栗原百寿『農業問題入門』137頁（1955）。

14) マルクス『資本論』前掲同上、1133頁。（上点丹野）

15), 16) マルクス『資本論』前掲同上、1134～1135頁。

17) 堀決英一『幕末・維新の農業構造』（1963）、第6章を参照。

18), 19), 20) マルクス『資本論』前掲同上、1135、1141頁を参照。

21) マルクス『資本論』前掲同上、1141頁。

## VII. 過渡的地代と「労働の仕方様式」

これまでの節の行論において、私は、過渡的土地所有を理論的に把握するには、農業における社会的生産過程が、一般的に小経営的生産様式（段階）での生産に照応する土地所有として把握しなければならない、と述べてきた。

つまり、過渡的土地所有は、農業における社会的生産過程が、一般的に小経営的生産様式（段階）に照応する土地所有として把握される限り、過渡的土地所有の諸形態は、それらの土地所有の存在する小経営的生産様式という同一次元のもとに把握されること。特に、その土地所有を、封建的土地所有から資本主義的土地所有の成立・確立という観点から理論的に考察する限り、それは直接には封建的土地所有のもとでの、直接的生産者のその生産の連続的展開・発展のうちに、直接的生産者が、

彼の生産の生産要因である、労働力・土地・資本の自由な私的所有のための相対的・絶対的な諸条件の形成・確立をもとにしてきたらされるということ。その意味において、過渡的土地所有の諸形態は、それらの土地所有存立の現実的基盤である、小経営的生産様式（段階）での「労働の仕方様式」をもとにして、相互関連的に把握されるものであるということ。という点を私は、これまでの行論で論述し・強調してきた。

しかし、私は、かかる生産様式のもとでの「労働の仕方様式」についてはこれまでの行論でふれること、少なかつた。そこで、次に問題としなければならないのは、過渡的土地所有を存立せしめる生産様式での、「労働の仕方様式」はいかに把握され・かつそれは諸形態のうちいかに相互関連するかということである。

封建的土地所有にたいする資本主義的土地所有の成立・確立という観点において、過渡的土地所有が問題とされる限り、——過渡的土地所有を理論的に把握するには、常にこの視点において考察されなければならないと、私は、考えているのであるが——、それは、直接的生産者の労働力および生産手段（土地・資本）の自由な私的所有のための諸条件の形成・確立過程における生産力段階に照応する小生産様式での生産の展開・発展過程での「労働の仕方様式」ということになる。つまり、それは、過渡的土地所有の諸形態は、かかる生産力段階を背景とする、小経営的生産様式の社会的自己展開過程において形成されるものと考えられるからである。したがって、そのような生産様式の社会的自己展開における「労働の仕方様式」は、基本的に分割地農的土地所有をもとにする、労働力の再生産でのそのあり方を通して考察される。

ところで、分割地農的土地所有のもとでの直接的生産者（農民）の「労働の仕方様式」は、基本的に前節の（C）でふれたようにその所有形態の性格からして「本来的費用を控除したのち彼が自分自身に支払う労賃」ということを基準にして、いわゆる「本来的費用」＋「直接的生産者（農民）の労賃部分」＝ $C+V$ の実現ということをもとにして組織され運動するものである。このような「労働の仕方様式」としての労働の組織と運動は、この経営のもつ生産要因の「三位一体」的所有関係にもとづくものである。それゆえ、かかる分割地農的生産（経営）それ自体を抽象的に取り出して、その展開を理論的に追う限り、それは、「どこまで続くぬかるみぞ」ということになる<sup>1)</sup>。

しかし、経済過程の展開＝社会的生産過程の展開は、連続的展開をする限り、それに照応して分割地農での生

産（経営）それ自体も展開せざるをえない。したがって分割地農が、自ら社会的生産過程の展開に照応して、自己を再生産していくには、自己の生産（経営）基盤の改善と拡大を強いられる。分割地農的生産（経営）は、その所有の性格からして $C+V$ を基準として展開するがゆえに、抽象的（一般的）には農民自身の手許にはなんらの余剰の形成をもいうことができない。そこで、分割地農的生産（経営）が、社会的生産過程の一般的展開に強いられながら自らを社会に存続せしめていくために、その生産（経営）基盤の改善・拡大の過程において必然的に土地購入等を通じて「高利貸資本」に結びつかざるをえなくなる。あるいは、分割地農は、自ら借地をし小借地農となるか、かつまた、分割地農が、彼の生産物の一定比率の配分をもとにして土地の所有者から、土地と資本の一部の借用によって生産を営むような場合もでてくる。この後者の場合に、論理的には、分益農が典型的に形成されるものと考えられる。そしてさらに、分割地農が、社会的生産過程の一般的展開において、自らの土地と経営資本の一部あるいは全部を放棄し、分益農の経営者に雇われるか、あるいは土地と資本の所有者に雇われる労働者となる場合もある。この後者の場合の条件下のもとにおいて地主経営が、成立するようになる。

このような分割地農的生産（経営）の自己展開をもとにしての、分益農・地主経営にたいする論述は、あくまでも抽象的・理論的段階でのものとしての論述である<sup>2)</sup>。しかし、歴史具体的には、分割地農・分益農・地主経営のいずれが先行し、いずれが後行するかということとはできない<sup>3)</sup>。つまり、この三形態は、これまでの行論において論述してきた、社会的条件のもとでの過渡的土地所有における、農業の社会的生産過程＝生産様式での諸形態である限り、それら諸形態は、歴史具体的には同時併存的に存在するものということができる。したがって、これらの諸形態のいずれかが成立しているということは、同時に他の諸形態の成立の現実的基盤があるということになるのである。又、事実そうなっている場合もある。

そこで、これら諸形態の相互関連を $C+V$ を基準として明らかにしておけば、それは、以下のようにいえる。

分割地農民は、経済過程の連続的展開のうちに、自らをその展開に照応して自己の再生産をするという過程において、彼の生産（経営）基盤を改善・拡大することにより、「高利貸資本」に結びつき、従属する。そして、分割地農民は、彼の所有形態の性格からして $C+V$ を基準として自己の生産（経営）を再生産せざるをえないうえに、「高利貸資本」への農民の結びつき従属は

必然的に農民の収入をC+V以下に引き下げる。したがって、分割地農のもとに幾何かの剰余が形成されるにしても、それは、「高利貸資本」へと、あるいは農民が土地を購入することによって自らを再生産していこうとすれば、それは、土地価格を通じて土地の販売者にながれる。分益農経営および地主経営においても、かかるC+V水準に規定されて、そこでの土地・資本の所有者のもとに、直接的生産者の成果物が、地代および利潤の混合として流入する。その場合の地代および利潤のなかには、直接的生産者の労賃部分からの控除分を含む場合が応々にしてある。——ただし、それは、分割地農のC+V水準でのVの実現如何に照応してもたらされるのであるのだが——。それゆえ、分益農制での土地と資本の所有者の収入（地代・利潤）と地主経営における地主の収入（地代・利潤）は、基本的に分割地農の「高利貸資本」への利子および分割地農の土地価格の水準に照応するものとみなすことができる。

それゆえ、これら諸形態のもとにおける、いずれかの形態での直接的生産者（農民）が、ミゼラブルであるならば他の諸形態での直接的生産者（農民）も同時にミゼラブルであると、いうことができる。

かくして、過渡的地代の諸形態は、直接的生産者（農民）の生産する農産物の市場価格が、「本来的費用価格」=C+V水準によって形成されるような社会的生産過程=社会的生産様式のもとでの、剰余価値の諸形態での自己貫徹の一形態であると論定することが、できる。そして、その剰余価値が、生産要因の所有関係に規定されて、剰余価値の「唯一の支配的な正常的な形態」・「剰余価値の分化形態」としてあらわれえない、一したがって、資本主義社会での経済的基礎範疇の類推的適用からすれば、それが、

労賃・利潤・地代の混合的実現のうちにあられるという点において、過渡的範疇として把握されるのである。

註. 1) 現実的に・歴史具体的に分割地農を考察する限りでは、このようには必ずしもいえないことは勿論である。なぜならば、生産力的に分割地農の土地所有をみるならば、そこには、濃度差のみならず面積差があるからである。この点については、田代 隆『小農経済論』（1963）参照。

2) このように理論的に考えるならば、栗原氏の理論における小経営・分割地農の考えは、基本的に正しいものと考えられる。栗原氏の理論での問題は、この本文のV節で指摘したようにその理論の展開の不充分さと混乱にあるということである。

3) 歴史具体的には、封建社会からの地主経営の直接的移行という地主経営もある。しかし、それは、本文で問題としている限りでは、かかる生産様式の段階での地主経営の対応として考えるべきものである。

1965・10・9

#### 付 記

この小論をまとめるにあたって、本学日南田 静真助教授としばしば discussion をし、その過程で多くの示唆を得た、また Grundrisse の理解のために何かと御世話になった。なお本学高嶋永幹教授、高津戸昭三助手には、この小論をまとめるための時間的配慮をしていただき心から感謝する。

### Summary

I wrote this paper to grasp a basic theory for the study of the forms of landownership in Japan since Meiji Restoration.

In this paper, I have expressed my opinions as follows :

1. We must deal with the category "transitional ground-rent", not in the sense of historical but of theoretical terms.
2. We have to recognize this category as a notion which always corresponds to a definite stage in the development of the methods of labour and thereby of its social productivity.

And I came to a conclusion that "the transitional ground-rents" are the forms of surplus value, realized in social circumstances where the market price of agricultural products is on the level of costs (original cost plus self-sustaining "wage"), which is necessary for the direct producers to maintain their production.